

龍崗秦簡における律名の復元について

馬 彪

はじめに

- 一 律名の復元方法と龍崗秦簡の『盜律』
- 二 龍崗秦簡における『賊律』の復元
- 三 龍崗秦簡にみられる『囚律』
- 四 龍崗秦簡『捕律』とみられる律
- 五 龍崗秦簡に見られる『雜律』
- 六 龍崗秦簡における『具律』の律文
- 七 『徭律』と『傳令闡令』の龍崗秦簡律文
- 八 龍崗秦簡の『既律』に当たる簡文
- 九 龍崗秦簡にも見つけた『金布律』
- 十 龍崗秦簡には数多く存在する『田律』

おわりに

はじめに

古代における法律の律名は非常に重要であるにも関わらず、残されているものが少ない。故に、近人程樹徳『九朝律考』（中華書局2003年版）第一巻の冒頭に「律名考」を置く。龍崗秦簡に書かれた内容は、その「與同罪」「與同灋」「毋罪」「律論之」などの法律用語から秦朝の律令であるものに違いないが、竹簡の破損が激しい（元々付いてない可能性もある）ので、律名が見つからない。一部の律名を復元すれば簡文の構造と性格が分かる¹。これまでその内容によって龍崗秦律を「5種」、または「3種」とする二つの分類がある。例えば

劉信芳・梁柱氏は「原簡無律名」のため、龍崗秦律を、『禁苑』『馳道』『馬牛羊』『田贏』『其他』の五種に分類した。（『雲夢龍崗秦簡』科学出版社1997年 p 27-44）胡平生氏は（1）禁苑管理に直接関係する律文、（2）禁苑管理に間接的に関係する律文、（3）禁苑事務に関係する律文の三種が確認できるとしている。（『龍崗秦簡』中華書局2001年）

¹ 龍崗秦律の性格は禁苑事務に関する律文であるだろうという胡平生氏説があり、彼は「總之、龍崗簡の内容應當說只有一個中心、那就是圍繞着禁苑事務的有關法律。我們由此推測、這批竹簡的主人、即六號墓的墓主人大概是一位與管理禁苑有關的官吏、他可能常常要同與禁苑有關的法律打交道、所以才抄錄、彙輯了這些與禁苑有關的法律。」（『龍崗秦簡』中華書局版p7）と言った。

しかし、残念ながら二説ともあきらかな問題があるであろう。「5種」説は五つの内容で分類したが当時の律名と合わず、持ち主はなぜそれらの律文を揃えたか分らず。「3種」説は内容の分類の原則だけで、具体的な律名まで分類していないので、未完成の研究であるともいえる。

つまり、律名を復元できる研究が必要であるので、本稿は『晋書』刑法志や『唐律疏義』など古典文献や漢律研究の集大成といわれる（清）沈家本『漢律摭遺』や（民）程樹徳『九朝律考』などを参照し、睡虎地秦律や張家山漢律などの出土文字と比較して龍崗秦簡における律令名を復元し、「5種」「3種」説という律名の復元案と異なり、1「盜律」、2「賊律」、3「囚律」、4「捕律」、5「雜律」、6「具律」、7「徭律」と「傳令」「闡令」、8「厩律」、9「金布律」、10「田律」（「田租稅律」「田令」）という「10種」説を提出したいものである。

一 律名の復元方法と龍崗秦簡の『盜律』

『唐律疏義』十三に「周衰刑重、戰國異制、魏文侯師於李悝、集諸国刑典、造『法經』六篇。一盜法、二賊法、三囚法、四捕法、五雜法、六具法。商鞅傳授、改法為律、漢相蕭何、更加悝所造戶興厩三篇、謂九章之律。」とある。

『晋書』刑法志に「九章律一盜律、悝以為王者之政莫急於盜賊、故其律始於盜賊。」とあり、「盜律有賊傷之例」「盜律有劫略、恐獨、和買賣人、科有持質」「盜律有受所監受財枉法」「盜律有勃辱強賊」「盜律有還贓畀主」「(買充)分盜律為請昧、詐偽、水火、毀亡」などを載せていた。

張家山漢簡「二年律令」の第一条目は『賊律』、第二条目は『盜律』である。『盜律』、『賊律』とも戦国時代から秦国の商鞅变法や漢初蕭何の九章之律まで、中国古代法律史において大変重要な位置を占めた律であるといえるが、睡虎地秦簡の『秦律十八種』には現れず（同簡の『法律答問』に引用された盜律文があるけれども）、もし龍崗秦簡にこれらの律文を発見したなら統一秦の法律文献の穴を埋める新たな出土資料といえる。従って、本稿は龍崗秦簡にみられる『盜律』から考証したい。

まず、先学たちの分類的な先行研究を見てみよう。（清）沈家本『漢律摭遺』に漢代の『盜律』は「劫略（略奪）、恐獨（脅迫で財物取り）、和買賣人（人身売買）、持質（誘拐）、受所監（仕事によって利益をする）、受財枉法（収賄）、勃辱強賊（捕まった犯人を殺傷する）、還贓畀主（持ち主に盗品を戻す）、賊傷（強盜殺傷）、無目可帰者（盜殺・盜馬牛・通行飲食（飲食を提供する））」などを含むと考えた。後に出た（民）程樹徳『九朝律考』「劫略、恐獨、和買賣人、受所監受財枉法、勃辱強賊、還贓畀主」などは上述した沈家本の説と同じだが、「持質」「賊傷」「無目可帰者」がない。沈家本説と程樹徳説とも文献資料による研究成果に過ぎないので、近年の出土文字資料

によって『盜律』の内容を分類する研究は注目すべきである。

張家山漢簡の『盜律』(055~081簡)には二十六条の律文があり、李学勤は「盜律の規定もまた複雑です。あるものは秦律と同じように盗んだものの価格によって量刑の基準としております。その値段が十一の倍数となっていることは、明らかに秦律を踏襲したものです。五人以上で、盗みをはたらくものつまり群盜に対しては、きびしい徵罰規定があります。それは、『封診式』の『群盜』のくんだり互いに見合わせるができます。律の中では、特に黄金などの財物を盗み、境外に持ち出すよう行為に対しては、特別に條文を設けております。」(「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」、翻訳者：曹偉琴、関西大学東西学術研究所大庭脩編輯『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部1993年版)と述べた。

以上の研究成果をもとに、張家山漢簡『盜律』の内容をまとめて詳しく以下のA~Hの8つの項目に分類しておきたい。

A【盜品の値】(本人が窃盜すれば、)盜品の価値によって罪を問う。例えば、簡55に「盜賊(賊)直(値)過六百六十錢、黥為城旦舂。」と。

B【間接窃盜】人と窃盜を計画しても「與盜同法」とする。例えば、簡57に「謀遣人盜」(人に盗みを動かせようと謀る)と。簡58に「謀借盜而各有取也」と。

C【収賄】(沈【受財枉法】)賄賂を受け取った方は盜者より罪が重いこと。簡60に「受賂以枉法」(賄賂を受けて法を枉げる)と。

D【外人窃盜】境外の人が窃盜すれば「腰斬」する。

E【群盜】群盜に飲食を提供すれば「與同罪」(沈【通行飲食】)、群盜の逮捕、群盜が人を脅迫(沈【恐獨】)、殺傷(沈【賊傷】)、盜發塚、略売人(沈【和買賣人】)すれば磔刑、事情を知って盜難品を売買すれば「與同罪」とする。

F【劫人】(沈【劫略】)「劫人」という人を略奪する罪は、本人を磔刑をうけるだけでなく、妻も罪に問う。事情を知っても告発しなかった人は「與同罪」とする。

G【密輸】禁制品を税関に持ち出す罪である。吏はその事情を知っていて出せば「與盜同法」となる。

H【仮公濟私】(沈【受所監】)公物を私的に貸し出せば「與盜同法」となる。

以上のようなA~Hの8つの項目に類似する律文は龍崗秦簡にも存在するか、存在すれば筆者はそれらを『盜律』としても大きな間違いはないだろうと考える。

A【盜品の値】と類似する律文

40² 二百廿錢到百一十錢、耐為隸臣妾。□□

² 本稿に使用した龍崗秦簡の簡番号は『龍崗秦簡』中華書局2001年版よりの整理番号である。

案ずるに、張家山55簡の「不盈二百廿到百一十錢、耐為隸臣妾。」とある。

41 貲二甲。不盈廿二錢到一錢、貲一盾。不盈一錢

205 史貲各一盾。盜(?)

B 【間接窃盜】 該当なし。

C 【収賄】 (沈【受財枉法】)

137 分以上、直(値)其所失臧(贓)及所受臧(贓)、皆與盜同。

148 其所受臧(贓)、亦與盜同灋(法)。遺者罪減焉。

D 【外人窃盜】 該当なし。

E 【群盜】

107 與為盜

69 首盜

F 【劫人】 (沈【劫略】) 該当なし。

G 【密輸】 該当なし。

H 【佞公濟私】 (沈【受所監】)

44 盜同灋(法)、有(又)駕(加)其罪、如守縣金錢

201 言吏入者、坐臧(贓)與盜同【灋(法)】。

133 程田以為臧(贓)、與同灋(法)。田一町、盡盈希

結論として龍崗秦簡には以下の27簡(8項目)の「盜律」があると判断した。其中にある「盜禁中」「盜田」は新史料であるといえるだろう。

窃盜：

40 二百廿錢到百一十錢、耐為隸臣妾。

41 貲二甲。不盈廿二錢到一錢、貲一盾。不盈一錢

205 史貲各一盾。盜(?)

153 取人草莖、茅、芻、藁勿論

受財枉法：

- 137 分以上、直(值)其所失贓(贓)及所受贓(贓)、皆與盜同
- 148 其所受贓(贓)、亦與盜同灋(法)。遺者罪減焉
- 149 一等、其
- 195 及棄贓(贓)焉

群盜：

- 69 首盜

受所監：

- 44 盜同灋(法)、有(又)駕(加)其罪、如守縣金錢
- 201 言吏入者、坐贓(贓)與盜同【灋(法)】。
- 133 程田以為贓(贓)、與同灋(法)。田一町、盡盈希

盜馬牛：

- 100 縣官馬牛羊盜之、弗
- 115 盜馬牛歸之
- 37 盜死獸直(值)賈(價)以開(關)……
- 114 牧者與同罪。
- 102 没入私馬牛【羊】【駒】犢羔縣道官。

盜禁中：

- 27 諸禁苑為堽(堽)、去苑卅里、禁毋敢取堽(堽)中獸、取者其罪與盜禁中【同】。
- 49 盜禁苑
- 90 得芻及為作務羣它

盜田：

- 124 人冢、與盜田同灋(法)。
- 121 盜徙封、侵食冢廬、贖耐。宗廟堽(堽)
- 151 田及為詐(詐)偽寫田籍皆坐贓(贓)、與盜
- 24 偽假入縣
- 126 盜田二町。當遺三程者、
- 175 以為盜田。反農

不明：

218 𠄎𠄎如盜之𠄎

二 龍崗秦簡における『賊律』の復元

『晋書』刑法志に「賊律有盜章之文」「賊律有欺謾、詐偽、踰封、矯制」「賊律有賊伐樹木、殺傷人畜產及諸亡印」「賊律有儲峙不辦」「(魏)改賊律，但以言語及犯宗廟園陵、謂之大逆無道（中略）至於謀反大逆、臨時捕之（中略）不在律令、所以嚴絕惡跡也。賊鬪殺人、以劾而亡、許依古義、聽子弟得追殺之。（中略）正殺繼母、與親母同、防繼假之隙也。除異子之科、使父子無異財也。」とある。

本稿では、『賊律』以下の律文を復元する研究方法は基本的には第一項目の『盜律』の復元法と同じなので、ここでは作業手順の紹介を省略し、論述だけを試みよう。

『賊律』についての先学たちの分類的な先行研究を紹介しておきたい。

まず、文献研究については（清）沈家本『漢律摭遺』に「大逆無道（謀反）、欺謾（沈：「欺謾者、事之對於君上者也、詐偽者、事之對於人民者也。」）、詐偽（「詐者、虛言相誑以取利、偽者、造私物以亂真。」）、踰封（「封諸侯過限」、始于吳楚七国之亂以後）、矯制（矯詔）、賊伐樹木（『唐律』之棄毀器物稼穡也）、賊傷人畜產（『唐律』之故殺官私馬牛也）、諸亡印（王侯官印之亡）、儲峙不辦（平時之儲備不足）、盜章（未詳）、無目可歸者（不孝：親族に暴力、殺人、傷人）」とまとめられている。（民）程樹德『九朝律考』漢律考にさらに「欺謾、詐偽、逾封、矯制、賊伐樹木、殺傷人畜產、諸亡印、儲峙不辦」などある。「大逆無道、盜章」はないが、「但以言語及犯宗廟園陵」（按唐律指斥乘輿、在職制二、盜陵園內草木在賊盜三）で補充した。

出土文字研究については、李学勤は「賊律では、造反、棄守、謀反などの大罪を始めとして、非常に細かい規定を行っております。とりわけ、殺人や傷害については、罪業の大きさや殺傷したものの身分に応じて、明確な区別を行っております。そのほか、賊律の内容としては、燔燒、失火、淹殺、璽印の偽写、矯制、詐欺不実、増減券書、毀封、挾毒、印、書、符・券・門鑰の紛失など、様々なものがあります。」（『江陵張家山二四七号漢律竹簡について』、翻訳者：曹偉琴、関西大学東西学術研究所大庭脩編輯『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部1993年版）とどのように分類した。曹旅寧『張家山漢律研究』では、張家山漢簡『賊律』（1～54簡）の内容を三種に纏めた。1、燔火/失火/流殺（水死させ）/挾毒 2、偽寫璽印、矯制、欺謾、増減券書 3、傷人辜死、鬥毆變人、殺傷人畜產という11項目にしている。

龍崗秦簡に見られる「賊律」7簡（4項目）がある。

『龍崗秦簡』の賊律と見られる殆どの内容は「賊伐樹木」と「殺傷人畜產」に集中しているとい

う特徴がある。『龍崗秦簡』の秦律には、やはり禁苑の植物園や動物園に関する律文が多いだらうと考えられる。

燔火：

71 毆(也)縱火而□□

賊伐樹木：(『唐律』「之棄毀器物稼穡也」と類似するもの)

38 諸取禁苑中柞(柞)、械、樞、楛、産葉及皮□

殺傷人畜産：(『唐律』に「之故殺官私馬牛也」とある)

『唐律』賊盜に「諸盜官私馬牛而殺者、徒二年半。」があり、廩庫律に「故殺官私馬牛」がある。前者は「盜」の目的としての「殺」行為であり、後者は「故殺」、すなわち賊殺(沈家本『漢律摭遺』賊律三に「按：凡言賊者、有心之謂、此疑即後來律文之「故殺」也。」と)することである。故に、本研究の分類では同じ「殺傷人畜産」にしても、「盜」の目的としての「殺」行為であるならば「賊律」に入れ、「故殺」する行為ならば、「廩律」に属するようにする。

28 諸禁苑有奕(堧)者、□去奕(堧)廿里毋敢每殺□……敢每殺……□

29 射奕中□□□之□有□□毆(也)□□□其□□

33 鹿一、麋一、麀一、麋一、狐二、當(?)完為城旦舂、不□□□

123 盜賊以田時殺□□

詐偽：

4 詐(詐)偽、假人符傳及讓人符傳者、皆與闖入門同罪。

睡虎地秦簡には『賊律』がないが、張家山漢簡の『賊律』(1~54簡)は該当簡としては最も多い内容であり、『盜律』の前に置かれて第一律となったのは興味深いことである。考えてみると、漢初の律に『賊律』が顕著に存在したのは、恐らく「大逆無道」のような謀反や内乱を防ぐことは漢初の当時、新生の漢政権としての一歩の用務であったからだろう。龍崗秦簡が睡虎地秦簡と張家山漢簡の間に存在したのものとして、その中に数多くの賊律の内容を見つけられたことは、統一秦の律令研究において新たな一つの分野を広げるかもしれない。

三 龍崗秦簡にみられる『囚律』

『晋書』刑法志に「囚律有詐偽生死、令丙有詐自復免」「囚律有告劾、傳覆」「囚律有繫囚、鞠獄、斷獄之法」「辨囚律為告劾、繫訊、斷獄」などがある。

(清) 沈家本『漢律摭遺』に「詐偽生死(即ち「唐律」の詐病死傷不実)、詐自復除(違法の賦税免除)、告劾(目下への告発と目上への弾劾)、傳覆(犯人の逮捕と犯行調査)、繫囚(拘置)、鞠獄(裁判)、斷獄(決定)」とまとめられた。(民) 程樹徳『九朝律考』漢律考では「詐偽生死、告劾、傳覆、繫囚、鞠獄、斷獄」としていた。

張家山漢簡には『囚律』がないが、「告劾、傳覆、繫囚、鞠獄、斷獄」のような内容は、皆『具律』に入れられている。李学勤は「具律には、治獄量刑の各方面について、詳細な規程がなされています。条文の中には、官吏について、どの役人が獄や讞を断ずる権限を持っており、どの役入がそういった権限を持っていないかということが示めされているものもあり、また、原告や証人、或いは被告について、不審点を追求し、証言の虚実をあかし、取り調べを再要求することなどが、示めされているものもあります。律文には、贖罪のねだん、刑徒や奴婢の犯罪について、特別に規定を行っているものもあります。告律と具律には、多少とも関係がありまして、それは告発した人に関する特別な規定であります。例えば、人を誣告して、死罪におとし入れたものは、規定によって、入墨されて、城旦舂におとされ、それ以外の罪は、一律に誣告された入の罪と同じになります。特に注意すべきことは、子が父母を誣告したり、婦人が公、婆を誣告したり、奴婢が主人を誣告した場合は、聞き入れられずに棄市にふされます。このようになりにきびしい状況であったようです。」(「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」、翻訳者：曹偉琴、関西大学東西学術研究所大庭脩編輯『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部1993年版)と分類した。曹旅寧は『張家山漢律研究』で、1、議貴、刑事責任年齢、累犯 2、故従故不直、証不言請、數罪從重、司法受理權、公罪連座、乞鞠としている。

このような内容は龍崗秦簡にも見られる(計3簡)。それは

204 罪者獄未決(決) 𠄎

146 除其罪、有(又)賞之、如它人告 𠄎

45 吏弗劾論、皆與同罪

張家山漢簡の『具律』と『囚律』の関係について、研究者達の意見はまだ統一されていない。李均明は「原『具律』應分爲『具律』和『囚律』」と。彭浩は「原『具律』和『告律』應調整、重分爲『告律』、『囚律』和『具律』」と。王偉、張伯元は「原『具律』應一分爲二、一部份仍在『具律』、一部份合入原『告律』」とする。

筆者の考えは張家山漢簡の『具律』の内容は沈家本の『漢律摭遺』にまとめられた内容と大分違うという問題は無視できないだろう。むしろ、『漢律摭遺』の『囚律』と『捕律』の内容とは類似しているのである。

四 龍崗秦簡『捕律』とみられる律

『晋書』刑法志にはただ『捕律』の律名があり、その内容に関する記載はない。(清)沈家本『漢律摭遺』に「逮捕、收捕、詔捕、逐捕、疏捕(疏、搜索なり)、名捕(指名手配)、追捕、急捕、首(首謀者となる)匿群盜、匿亡虜、匿反者、首匿死罪、首匿罪人、首匿亡命、逮不直(不正の逮捕)、殺人而亡聽子弟得追殺之、捕亡亡沒為官奴婢(亡命者を逮捕したとき亡命すれば、その家族を没収し、官奴婢となす)、捕斬謀反、捕豺豸(豺、やまいぬ。豸、豹もい。前足がない獣。一説、犬に似る。一説、虎に似る)、捕蝗(いなこ)、傷殺人所用兵器盜賊賊加責沒入縣官(加責、倍の責任。傷殺人所用兵器や盜賊賊であれば、倍の分で縣官に沒入され)、小使車(犯人を逮捕する用車)、部索反具不得(部分的に謀反用具を探して、得ず(後に他の人で見つけた))」とした。(民)程樹徳『九朝律考』漢律考の律名考に『唐律疏義』を引用し、その律名を記したが、律文考に『捕律』という項目がなく、恐らく直接的な文献史料がないのであろう。

出土文字研究では、睡虎地秦簡『秦律雜抄』に「捕盜律」という言葉があり、張家山漢簡には『捕律』がある。その内容について、李学勤は「捕律は、つかまえた罪人の罪の軽重によって、それぞれ、賞金が違うこと、或いは、罪人をつかまえる方法や賞罰規定について、述べられております。」(「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」、翻訳者：曹偉琴、関西大学東西学術研究所大庭脩編輯『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部1993年版)というように分類した。

このような研究成果によって考えれば、龍崗秦簡に見られる『捕律』は以下の17簡(3項目)があるといえよ。

追捕：

- 18 城旦舂其追盜賊、亡人、追盜賊、亡人出入禁苑奕(?)者得_レ□□
- 17 亡人挾弓弩矢居禁中者、棄市。□
- 19 □追捕之、追事已、其在(?)禁(?)□□當出(?)者(?)將(?)出(?)之(?)□
- 74 □捕詞〈詞〉□
- 76 □捕者賞二甲□□
- 47 有逋亡□□宿……□

首匿群盜：

72 匿盜

73 賊迹、賞二甲。其罪匿之

捕豺豸：

32 諸取禁中豺狼者、毋(無)罪。

30 時來鳥、黔首其欲弋射奕獸者勿禁。

34 然。∟取其豺、狼、獬、貉、狐、狸、穀、、雉、兔者、毋(無)罪。

35 沙丘苑中風荼者

36 風荼宂(突)出、或捕詣吏、

85 中獸、以皮、革、筋給用。而毋敢射【殺】……、射【殺】……

86 入其皮 縣道官。

89 獸得

97 殺獸

つまり、漢代の文献資料には『捕律』という律名を見つけてないので、沈家本『漢律摭遺』の「目録」に「案：『捕律』之目、『晉志』無文、無以考之。」と言う。それにも関わらず、沈氏が史料を考証した上で、二十三条の『捕律』と見られる史料を発見した。出土文字資料の睡虎地秦簡と張家山漢簡に「捕盜律」と「捕律」の律名が現れてから、直接、秦漢時代に『捕律』の律名があったと証明できた。しかも、張家山漢簡に「捕律」と見られる簡文をいくつも発見し、その一部の内容が分かったが、それは沈氏のまとめるものと比べてみると、まだわずかなものであり、今「龍崗秦簡」の資料にも「捕律」と見られる律文を発見したので、多少でもその研究に補足できると思う。

五 龍崗秦簡に見られる『雜律』

『晋書』刑法志に「其輕狡(詐欺)、越城、博戲、借假不廉(受贓)、淫奢(過度の贅沢)、踰制以爲「雜律」、
「雜律有假借不廉、令乙有呵人受錢、科有使者驗路」がある。「唐律疏義」雜律に「里悝首制法經、而有雜法之目。遞相祖習、多歷年所。(中略)此篇拾遺補闕、錯綜成文、班雜不同、故次詐偽(唐律の詐偽律)之下。」とある。つまり、雜律は秦漢代を含む歴代に亘っても、李悝が作った「盜」「賊」「囚」「捕」「雜」「具」の順位に従って使用されてきた「盜」「賊」「囚」「捕」についての補足的な「錯綜成文」律である。

(清)沈家本『漢律摭遺』に「假借(「唐律之假借官物不還也」と)、不廉、呵人受錢(脅迫で財物を取る。無事可考)、使考驗路(唐律にはなし。驗路之事無可證、缺之)、輕狡(「男女不以義

交」奸淫等)、越城(無事可證、缺之。)、博戲(ばくち。師古：謂戲而取人財物。)、淫奢(舍宅車服器物の過度。車服嫁娶葬埋過制、諸名田畜奴婢過品、諸侯在國名田他縣、列侯墳高四丈、葬過律、侈從、從吏過例、事(役使)國人過律)、不如令、所不當得為(於法不當然)」とあり、(民)程樹徳『九朝律考』漢律考にはただ「假借不廉」としか述べられていなかった。

出土文字研究の場合では、睡虎地秦簡に見られる「雜律」は、「内史雜」(簡186~198)「尉雜」(簡199~200)である。内容は内史と尉という二職に限るものであるが、まとめると、律文の抄写と校正、帳簿、報告手順、職任免、度量衡器の管理、城壁守衛(垣牆本体やその周辺建物、人間や門)の警備や垣、門の管理責任等(簡195~196)、灯火管制などである。しかし、張家山漢簡には「雜律」がない。

こうして、龍崗秦簡に少なくとも10簡(2項目)の律は『雜律』とみえるだろう。

報告制度：

8 制、所致縣、道官、必復請之、不從律者、令、丞☑

案ずるに睡虎地秦簡「内史雜」に「有事請毆(也)、必以書・・・」とある。

201 言吏入者、坐臧(贓)與盜同【灋(法)】。☑

68 吏具、必亟入。事已、出☑

越城：

案ずるに、張家山漢簡にも「越邑・・・垣」とある。

2 寶出入及毋(無)符傳而闌入門者、斬其男子左趾、□女【子】☑

31 諸弋射甬道、禁苑外卅(?)里(?)毆(繫)、去甬道、禁苑☑

20 ☑☑不出者、以盜入禁

21 苑律論之。伍人弗言者、與同灋(法)。☑

13 盜入禁苑☑☑

20 ☑☑不出者、以盜入禁

21 苑律論之。伍人弗言者、與同灋(法)。☑

考えると、『唐律疏義』雜律に「里悞首制『法經』、而有『雜法』之目、遞相祖習、多歷年所。(中略)此篇拾遺補闕、錯綜成文、班雜不同」という。沈家本『漢律摭遺』に「漢既用李法、當仍李之舊目」という。出土文字にはまだ『雜律』の律名を見つけないが、『唐律疏義』と沈氏のいうとおり、『法經』の『雜法』を創立してから、『雜律』が「祖習」になって、秦漢時代はまだ『法經』の時代に近いので、「仍李之舊目」説が動じないと思う。

しかし、「越城」について、沈氏は「無事可證」と判断した。その理由を「『越城』『唐律』在「衛禁律」、漢別有「越宮律」、亦衛禁之事。」としたのは、少し独断すぎではないかと思われる。『唐律』には、「衛禁律」に「諸登高臨宮中者、徒一年、殿中、加二等」のような律があるが、それは直接に城壁に関するものではない。むしろ『唐律』の「雜律」に「諸向城及官私宅、若道徑射者、杖六十、防彈及投瓦石者、笞四十」がある。やはり、秦漢時代から唐まで、城壁への侵入と攻撃に関する「越城」律は、「雜律」のものであると思う。

ゆえに、龍崗秦律における「竇出入」「射甬道」条とは、「雜律」の「越城」律の律文であると判断できる。例えば、「竇出入」するように水道によって城壁に進出すれば、「越城」律を犯す罪になるのは言うまでもないである。「甬道」とは、『史記』秦始皇本紀に二十七年「築甬道」とあり、応劭の注に「謂于馳道外築墻、天子中行、外人不見。」と云う（「正義」）。だから、秦漢時代に甬道の「墻」を攻撃すれば「越城」律で論罪して、その律は唐時代に至っても「祖習」として「雜律」に残したが、罰する範囲はすでにすべての「道徑」に拡大していたことを推定できるであろう。

六 龍崗秦簡における『具律』の律文

『晋書』刑法志に「其（中略）以爲「雜律」、又以「具律」具其加減。」「具律有出賣呈、科有擅作修舍事」がある。（清）沈家本『漢律摭遺』は「具律」の種類を三系統に分けている。

「具律一」は、沈氏が「刑制」（刑罰の規制）の「輕者居先重者居先」（軽い刑から重い刑まで）という順次で並べた具律群である。それらは、「罰金」「罰作」（労働刑）「復作」（女徒）「顧山」（『前書音義』曰く「『令甲』、女子犯徒、遣歸家、每月出錢僱人於山伐木、名曰顧山。」と。師古曰く「爲此恩者、所以行太皇太后之德、施惠於婦人。」と。）「隸臣妾」「鬼薪白粲」「完城旦舂髡鉗城旦舂」「耐」（ひげそり、完而不髡）「肉刑」「除肉刑」「黥」「劓」「釵左趾」（釵：あしかせ）（「右趾謂別右足、次別左足、次劓、次黥、次髡鉗城旦舂」（『前書音義』））「宮」「笞」（鞭や竹板で打つ）「勿笞」「笞辱」「棄市」「磔」（手足をきる）「梟首」「族」などとなっている。

「具律二」は『唐律』名例の順次に従って並べた具律群である。「先請」（「言耐罪以上皆當先請也」）『漢書』高紀應劭注「爵減」「減死一等」「聽贖」（罪をあがなう）「奉贖」（俸給を以て罪をあがなう）「奴婢自贖」「收帑相坐」（帑は孥と通じ。こども。子供まで家族連座）「故縱」「免」「削爵一級」「遷徙」「流刑」「謫戍」「亡命捕得戍邊」「年未滿八歲八十以上非手殺人他皆不坐」「年未滿十五歲過惡不在其身」「先自告除其罪」「一人有數罪以重者論之」「以重論之」「親親得相首匿」（子女が首謀して親罪を隠す。「自今子首匿父母、妻匿夫、孫匿大父母、皆勿坐。」（『漢書』宣紀））「官奴婢」（50歳以上庶民に戻せ）「蠻夷卒有類」（不明）「蠻夷長有罪當殊之」とある。

「具律三」は「無次序可言」の具律をまとめたものである。「出賣呈」（呈は程と通じ。基準を超

えて売る。例えば「賣馬過平」「擅作修舍事」「禁錮」「禁錮復為平民」「知識婚姻禁錮」（知識：知り合い）「坐臧增錮二世」「禁錮相合」「禁錮六年」「鞭杖」「督笞（不謹）」「髡笞」「考竟」（獄死）「奪爵為士伍」「犯法者各以法律時令論之」（『後漢書』陳忠傳）「母子兄弟相代死聽赦所代者」（「母子兄弟相代死、聽、赦所代者。」）「弟相代死論者、紛如難折衷焉」「有司無得舉赦前往事」「有司無得陳赦前事」がある。

張家山漢簡における具律（簡82-125）と告律（簡126-136）は55簡もあるが、それは刑罰の裁量と罪の告発に関する内容である。李学勤は「具律には、治獄量刑の各方面について、詳細な規程がなされています。条文の中には、官吏について、どの役人が獄や讞を断ずる権限を持っており、どの役人がそういった権限を持っていないかということが示めされているものもあり、また、原告や証人、或いは被告について、不審点を追求し、証言の虚実をあかし、取り調べを再要求することなどが、示めされているものもあります。律文には、贖罪のねだん、刑徒や奴婢の犯罪について、特別に規定を行っているものもあります。告律と具律には、多少とも関係がありまして、それは告発した人に関する特別な規定であります。例えば、人を誣告して、死罪におとし入れたものは、規定によって、入墨されて、城旦舂におとされ、それ以外の罪は、一律に誣告された人の罪と同じになります。特に注意すべきことは、子が父母を誣告したり、婦人が公、婆を誣告したり、奴婢が主人を誣告した場合は、聞き入れられずに棄市にふされます。このようになりきびしい状況であったようです。」（『江陵張家山二四七号漢律竹簡について』、翻訳者：曹偉琴、関西大学東西学術研究所大庭脩編輯『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部1993年版）と分類した。

上述した研究に従って、龍崗秦簡に『具律』とみられる律は7簡（2項）である。

刑罰の種類：

- 145 罪、購金一兩、相與☑
- 70 ☑【黥】為城旦舂、其☑
- 93 ☑【黥】為城旦舂☑
- 42 故罪當完城旦舂以上者、駕(加)其☑。男子☐☐☐☐☑
- 43 耐者假將司之、令終身毋得見☐☐☐☐☐☐☐☑

裁判制度：

- 202 ☐未決(決)而言者、賞二【甲】。
- 234 ☑☐主弗得、皆贖耐

「具律」とは、他の律に対する「拾遺補闕」（『唐律疏義』雜律序）という役割分担を果たす「雜律」について、更に具体的に「加減」するものである。「具律」という律名は秦漢代の文献記録にはまだ見つけられていないが、張家山漢簡には「具律」（簡82-125）が出土した。その内容はやはり刑罰の裁量に関するものである。

沈氏の分類を再整理すれば、1 刑罰の種類：a 「罰金」 b 「罰作」（労働刑） c 「肉刑」 d 「棄市」（死刑）。2 裁判制度：「先請」（肉罪に関する事前報告制）、刑罰の減、贖、免、遷、自首除罪、年齢の考慮（15歳の成童と80歳の老人）、主犯と従犯の区別、子女が首謀して親罪を隠すこと、少数民族の特別免罪。3 その他、「出賣呈」「擅作修舍事」「禁錮」「代死」「考竟」（獄死）のような執行不審などである。やはり、「盜律」「賊律」「囚律」「捕律」「雜律」への「拾遺補闕」であるものと考えられる。龍崗秦簡において「具律」にあたるものは僅かではあるが、張家山漢律の具律に表す「治獄量刑」の律文と基本的に同じである。

七 「徭律」と「傳令闌令」の龍崗秦簡律文

「徭律」という律名は『晋書』刑法志に見当たらないが、徭役にかかわる律文が刑法志の「興律」に含まれると考えられる。例えば、刑法志に「興律有擅興徭役」、「興律有乏徭稽留」などと明確に記載されている。

『唐律疏義』に「興、『擅興律』者、漢相蕭何創為『興律』。魏以擅事附之、名為『擅興律』。晉復去擅為『興』。又至高齊、改為『興擅律』。隋開皇改為『擅興律』。雖題目增損、隨時沿革、原其旨趣、意義不殊。」としている。つまり、『晋書』刑法志における「興律」は漢代の蕭何が創った「興律」が変遷した結果だといえる。

また、沈家本氏が漢代の「興律」の『烽燧』に、「符節」「宮中諸官詔符」「宮門有符籍」「使者擁節」「印章」「築長安城」などの項目を入れたこと（『漢律摭遺』卷12）によって、秦と漢代初期における符節にかんする「傳令闌令」は、後の漢律「興律」に入っていたはずである。ゆえに、ここで「徭律」と「傳令闌令」合わせて、その龍崗秦簡での存在を検討しよう。

漢代における「興律」の内容については沈家本『漢律摭遺』で「『興律』之目、可考者七。」としたが、その中に、「擅興徭役」（違法工事のため、徭役を徵発）、「乏徭」（徭役を徵発するとき不公平と人数合わず）、「稽留」（徵発した兵士や徭役者を泊らせることや期限に遅れること）などしていた。

睡虎地秦簡に「徭律」（簡117-124）があり、整理小組の注に「徭役に関する法律である」とする。張家山漢簡には「徭律」と「興律」ともあり、李学勤は「興律」は「徭役を課せられ、車牛が使役にあてられていながら、義務を果たさず。」に対する律と「徭律は徭役に対する詳細な規定です。」（『江陵張家山二四七号漢律竹簡について』、翻訳者：曹偉琴、関西大学東西学術研究所大

庭脩編輯『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部1993年版)と分類した。

そして、徭役に関わる符節についての令があり、張家山漢簡には「津關律」に「以□傳令、闌令論。」がある。ここで、張家山漢簡にみる律令に照らし合わせて龍崗秦簡において「徭律」「傳令」「闌令」とみられるものは以下の21簡、3項目があると考えられる。

徭律：

39 禁苑畜夫、吏數循行、垣有壞決獸道出、及見獸出在外、亟告縣。

傳令：

- 5 關。關合符、及以傳書閱入之、及記、佩〈佩〉入司馬門久☑
- 3 傳者入門、必行其所當行之道、□□【不】行其所當行☑
- 6 禁苑吏、苑人及黔首有事禁中、或取其□□□☑
- 7 諸有事禁苑中者、□□傳書縣、道官、□鄉(?)☑
- 9 縣、道官、其傳□☑
- 10 取傳書鄉部稗官。∟其【田】(?)及□【作】務□☑
- 14 六寸符皆傳□□□□□□□□☑
- 25 ☑禁苑田傳☑

闌令：

- 12 有不當入而闌入、及以它詐(詐)偽入□□□□☑
- 54 敢行馳道中者、皆罍(遷)之。其騎及以乘車、輶車☑
- 56 ☑車□☑
- 57 ☑輓車
- 58 行之、有(又)没其車、馬、牛縣、道【官】縣、道☑
- 59 騎作乘輿御、騎馬於它馳道、若吏【徒】☑
- 60 中、及奴(駕)道絕馳道、馳道、奴(駕)道同門、橋及限(?)☑
- 61 衛(徹)奴(駕)道、其故與(衛(徹))(?)□□(奴(駕))□(道)行之、不從(?)□☑
- 62 ☑馬奴(駕)道☑
- 63 ☑有行馳□☑
- 64 ☑道中而弗得、賞官畜☑
- 87 ☑□絕行【馳】☑

これらの律令の内容についての説明を少し加えたい。文献には蕭何の「九章律」ができて以来、

「徭律」がみられないが、張家山漢簡には「徭律」も「興律」もあり、かつ両方とも徭役に関する内容があり、比べてみると内容としては特に区別できないが、「徭律」は「興律」のすぐ次に並べているので、「徭律」を「興律」に合併させた形の初期段階的な状態ではないかと思われるが、それは今後の課題としてとっておきたい。

『九章律』既律の前に秦にも「既律」があったことから考えると、張湯が作った「越宮律」の前に、その「衛」と「禁」に関する律があったのは間違いない。龍崗秦律に数多くの「衛」と「禁」に関する律文があり、秦代に宮殿や離宮に関する「衛」「禁」律の発達が見える。

馳道について専門的な律があるかどうか証明できないが、如淳は『「令乙」、騎乗車馬行馳道中、已論者、没入車馬被具。』（『漢書』江充伝の注）という。沈家本『漢律摭遺』に『「令」云「已論」、則没入車馬之外自有当論之罪、未知漢時之用法何如也。』という。つまり、漢と秦とも「天子道」という馳道に無断侵入すれば罪を犯したことになるのは違いないが、当該罪にあたる律令が如何なる「法」かはっきりとは分からない。にもかかわらず、沈氏は『漢律摭遺』に「騎乗車馬行馳道中已論者没入車馬被具」条は「闌入宮門殿門」「失闌」などと並べて「越宮律」に入れている。このことから、沈氏は馳道に侵入するのも「闌入」罪と考えたのだろう。しかし、秦代にはまだ「越宮律」がなかったので、馳道侵入罪は「闌令」の対象にあたるではないかと思われる。

八 龍崗秦簡の『既律』に当たる簡文

『晋書』刑法志に「既律」については、「既律有逮捕之事」「既律有告反逮受、科有登聞道辭、故分為告効律。」「既律有乏軍之興、及舊典有奉詔不謹、不承用詔書」「秦世舊有既置、乘傳、副車、食廚、漢初承秦不改、後以費廣稍省、故後漢但設騎置而無車馬、而律猶著其文、則為虛設、故除既律、取其可用合科者、以為郵驛令。其告反逮驗、別入告効律。上言變事、以為變事令、以驚事告急、與興律烽燧及科令者、以為驚事律。」と色々載せられている。「既律」がどれほど古代の律令に重要な位置を占めたかを示唆した。

沈家本は『漢律摭遺』で「既律」を「逮捕（沈案ずるに、逮捕は『捕律』に入れるはずなのに、ここに入れるのは逮捕任務をするために伝車が乗れると）、告反（謀反のことを報告するのは伝車に乗れる）、逮受（受理して逮捕することも伝車に乗れる）、登聞道辭（急用の辞を聞く）、乏軍興（軍事徴発の不備）、奉詔不謹（詔令に従わず）、不承用詔書（同上）、上言變事（登聞と同じ）、以驚事告急（軍事の急を告げる）」などに分類した。最後に、沈氏は『「既律」以傳為重也』と結論した。

「睡虎地秦簡」に「既苑律」と「既律」があり、それは蕭何「九章律」で作った「既律」の前身として考えてもよい。

以上のような分類法や律の内容によって龍崗秦簡において「既律」に当てはめたところは5簡

である。

公馬牛羊：

112 亡馬、牛、駒、犢、【羔】，馬、牛、駒、犢、【羔】皮及□皆入禁□□(官)□□

113 □病駒禁有□

98 廿五年四月乙亥以來□□馬牛羊□□□□

99 馬牛羊食人□之□□□□□□□□□

101 馬牛殺之及亡之、當償而諱〔二〕□□□□□□□□

考えてみると、いわゆる蕭何「九章律」で作った「厩律」の前にも、「睡虎地秦簡」に「厩苑律」と「厩律」があったが、「九章律」より後の時代の張家山漢簡には「厩律」の律名も律文も見られないのは意味深いと思う。1、「九章律」の「厩律」とは、睡虎地秦律の「厩苑律」のような秦律をまとめたものである。2、龍崗秦簡における厩律の確認は睡虎地秦律に見える「公馬牛」以外に「羊」「羔」の資料もあるのは新たな史料である。3、張家山漢律を使った役人の仕事「厩律」にかかわらないのでその律文を引かなかったのだろう

また、馬牛羊に関する律文は私的なものと公的なものに分けて、前者は「田律」に、後者は「厩律」に入れるべきだと考えられる。

九 龍崗秦簡にも見つけた『金布律』

金布律については沈家本『漢律摭遺』に「其目可考著四。『殺傷亡失縣官財物』唐律之道官私牛馬，在『賊盜律』、『棄毀官私財物』在『雜律』。『罰贖入責以呈（程）黃金為價（償）』（中略）『平庸』者、平其價也。『漢書』溝洫志：『非受平買者。』注：『蘇林曰：平買、以錢取人作卒、顧其時庸之平買也。』（中略）『坐贓』似是計贓之法。」としていた。

睡虎地秦簡と張家山漢簡とも「金布律」があった。それについて李学勤は「金布律もまた秦律と互に見合わせることができます。律文では、まず最初に諸内作県官及び徒隸稟衣の規定があり、それとよく似た律文は、『秦律十八種』にも見られます。」と言った。

胡平生氏はその律文にあてはめて内容は龍崗秦簡にも196簡「黔首□不幸死、未葬□」と197簡「者棺葬具、吏及徒去辦□」の二簡を発見した（『龍崗秦簡』中華書局版2001年 p 131）。

筆者はさらに「黔首□不幸死、未葬□」（196）＋「□于禁苑中者發、與參辦券□」（11）＋「者棺葬具、吏及徒去辦□」（197）＋「盜繫（樁）櫛、罪如盜□□□□□□□□□□」（122）というように各簡を綴り合わせ、11号簡の「參辦券」は禁苑黔首の「不幸死」に関わる棺葬具を搬送する辦券であるという説を提出したことがある（詳しくは「龍崗秦簡に見る「參辦（辦）券」に

ついて」河合文化研究所『研究論集』第7集2009年を参照)。

従って、龍崗秦簡に『金布律』とみられるのは以下5簡である。

196 黔首 \square 不幸死、未葬 \square 」

11 \square 于禁苑中者發、與參辦券 \square 」

197 者棺葬具、吏及徒去辦 \square 」

122 盜繫(樞)櫝、罪如盜 $\square\square\square\square\square\square\square\square\square\square$ 」

26 没入其販假毆(也)、錢財它物于縣、道官、 \square 」

十 龍崗秦簡には数多く存在する『田律』(「田租稅律」「田令」を含む)

「田律」「田租稅律」「田令」とは文献ではだいたい「田律」は田獵の管理律と解釈し、「田租稅律」「田令」は農田管理律と解釈している。例えば、沈家本『漢律摭遺』卷1に『周禮』秋官、士師の「今野有『田律』」という注を引き、「『田律』」謂田獵之律、非田畝之事也。」と指摘したことがあり、また同卷18「田租稅律」「田令」に「漢之田稅、其初承秦什五之制。天下既定、即輕田稅、十五而稅一。文帝除田租稅、故律亦除之。景帝復田半租、則此律亦必修復矣。」と言ったことがある。

しかし、「田律」に関わる出土資料をみると必ずしも田獵の管理律とは言えず、例えば睡虎地秦律「田律」について池田雄一氏は睡虎地秦律「田律」は「公田の管理規定であった」と考えて、それに以下の4つの規制をまとめた³。

(A)〈生産活動〉耕地は公田。作物の豊凶、收穫量を報告。乗馬、服牛には飼料を支給。芻藁=芻藁をも納入。

(B)〈日常生活〉樹木の伐採、河川の利用、狩獵漁撈に制限。酒の私的売買を禁止。

(C)〈監督官庁〉県廷が所管する。担当の役人として田嗇夫・部佐などが置かれる。

(D)〈周辺住民との関係〉禁苑周辺での狩獵を制限。獵犬が苑中へ侵入した際の罰則。

また、青川木牘秦律の「田律」に「以秋八月、脩(修)封埒(埒)、正疆(疆)畔、及發千(阡)百(陌)之大草。九月、大除道及阪險。十月、為橋、修陂堤、利津梁、鮮草離。非除道之時而有陷敗不可行、輒為之。」とあり、張家山漢簡「田律」にも「田廣一步、袤二百卅步、為畛、畝二畛、一佰(陌)道。百畝為頃、十頃一千(阡)道、道廣二丈。」とあるので、ここでもう一つ規制を加えよう。

(E)〈道路管理〉道の修善と管理をする規制。

これによって、龍崗秦律は「田律」と考えられる律(令)文によって、並べ替えるとABCDE

³ 池田雄一「湖北雲夢睡虎地秦墓管見」(『中国古代の律令と社会』汲古書院2008年p185)。

の順になる。

(A)〈生産活動〉、(B)〈日常生活〉、(C)〈監督官庁〉など公田における作物や馬牛飼料や月令による環境管理や酒の私的売買禁止の役人責任などの内容が一斉なし。

(D)〈周辺住民との関係〉禁苑周辺での狩猟を制限。獵犬が苑中へ侵入した際の罰則。

(E)〈道路管理〉54、63、64、58、60、87、221、31、61、48、50、46、59など。それは馳道、弩道、甬道、衝道、禁苑道に関する規制。

睡虎地秦簡や張家山漢簡と対照して龍崗秦律にも必ず田律に属する内容があるのは分った。上述した内容に照らし合わせてみると龍崗秦簡に見られる「田律」の76簡（4項目）は以下の通りである。

田獵：

118 一盾。非田時毆(也)、及田不□□坐

117 田不從令者、論之如律。

119 而輿軌(?)疾毆(驅)入之、其未能逃(逃)、亟散離(?)之、唯毋令獸

29 射粟中□□□之□有□□毆(也)□□□其

30 時來鳥、黔首其欲弋射粟獸者勿禁。

15 從皇帝而行及舍禁苑中者皆(?)□□□□□

16 皇帝過、將者令徒

23 毆(驅)入苑中、勿敢擅殺、擅殺者、

77 黔首犬入禁苑中、而不追獸及捕

78 者、勿

79 殺、其追獸

80 及捕

81 獸者、

82 殺之、河禁所殺犬、皆完入公、其

83 它禁苑、食其肉而入其皮。

農田：

120 侵食道、千(阡)、陌(陌)、及斬人疇企(畦)、賞一甲。

116 廿四年正月甲寅以來、吏行田贏律(?)詐(詐)

道路：

46 衡(衡)道行禁苑中□

48 中質、去道過一里濯者□水(?)□

152 部主者各二甲 \angle 、令、丞、令史各一甲。□

50 行□□中過甲[其□□

田租稅律：

125 不遺程、敗程租者、□。不以敗程租上

128 詐(詐)一程若二程□□之□□

129 人及虛租希(稀)程者、耐城旦舂。□□□

130 各二程□

131 □程直(值)希(稀)之

132 貲租者一甲

133 程田以為臧(贓)、與同灋(法)。田一町、盡□盈□希

134 希(稀)其程率。或稼

135 同罪。

136 租不能實□、□輕重于程、町失三分、

137 分以上、直(值)其所失臧(贓)及所受臧(贓)、皆與盜同

138 有犯令者而(?)弗得、貲官(?)齎(?)夫

139 其部□□□□貲二甲。

140 租筭索不平一尺以上、貲一甲。不盈一尺到

141 上、然租不平而劾者、□□□□租(?)之(?)□

142 皆以匿租者、詐(詐)毋少多、各以其

143 □□□不到所租□置(值)、虛租而失之如

144 租者監者、詣受匿(?)租所□□□□然

147 坐其所匿稅臧(贓)、與灋(法)没入其匿田之稼。

148 其所受臧(贓)、亦與盜同灋(法)。遺者罪減焉

150 租者且出以律、告典、田典、典、田典令黔首皆智(知)之、及

151 田及為詐(詐)偽寫田籍皆坐臧(贓)、與盜□

154 黔首皆從千(阡)佰(陌)疆(疆)畔之其

155 黔首錢假其田已(?)□□□者、或者□

156 田□□□僕射□大人

157 黔首田實多其□

158 黔首或始種(種)即故□

- 159 或即言其田實(?)
- 160 进徙其田中之臧(贓)而不
- 161 罪及稼臧(贓)論之。
- 162 稼償主。
- 163 之租
- 164 □田以其半
- 165 □者租匿田
- 166 律賜苗
- 167 程租
- 168 租及□
- 169 □租其□
- 170 租故重
- 171 故輕故重
- 172 雖弗為輕租直(值)
- 173 輕【重】同罪
- 174 重租與故
- 176 □租者不丈
- 177 □寫律予租
- 186 分、失廿石以
- 187 以上、失租廿石
- 188 盈廿石到十石、論(?)□□。不盈【十】石到一石、
- 189 以□□□□。不盈□石到
- 190 不盈一石
- 191 一盾。不盈十石到一石、諍(?)。不盈九斗到十
- 192 斗、諍。不盈三□到六□、□□□□
- 193 不盈廿石到十石、諍。不盈十石及過十
- 194 廿【石】□
- 195 及棄臧(贓)焉

おわりに

これまでの考証によって全てではなくとも、龍崗秦簡における律文の律令名は殆ど復元できたといえる。つまり、これまでの先行研究者が提出した「5種」「3種」説と異なり、筆者は龍崗秦

簡律文の律令名を盜律、賊律、囚律、捕律、雜律、具律、徭律（附：傳令、闌令）、厩律、金布律、田律（附：田租稅律、田令）の10種と復元した「10種」説を提出した。

（馬彪：山口大学人文学部教授）